

3. 持続可能な事業環境の確保

- (1) 許可基準の見直し p. 37
- (2) 事業承継の規定の整備 p. 40
- (3) 不利益取扱いの禁止 p. 45
- (4) 災害時の対応 p. 46
- (5) 工事現場に掲げる標識 p. 47

3. (1) 許可基準の見直しについて(建設業法第7条関係)

※令和2年10月1日施行

- ・ 現行の許可の基準は①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性の4つ
- ・ 今般、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力(経営業務管理責任者)に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとした。

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 (略)

(旧)



(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二～四 (略)

(新)

①法第7条第1号の省令で定める基準について

法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

常勤役員（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当するであること。



- 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能 ²

適正な社会保険への加入を許可要件とする

健康保険

厚生年金
保険

雇用保険

適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは

- ・ 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・ 法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

適用事業とは

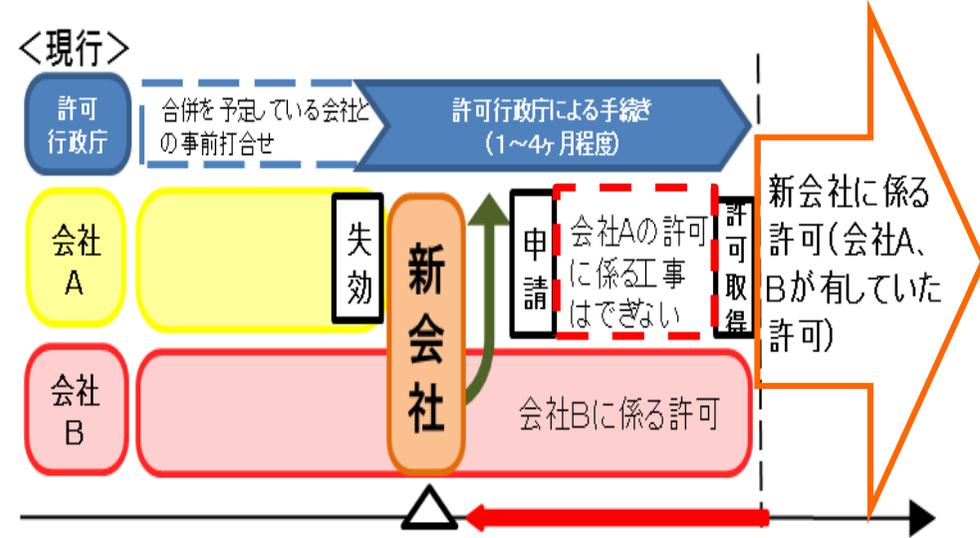
- ・ 労働者が雇用される事業

【現 状】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

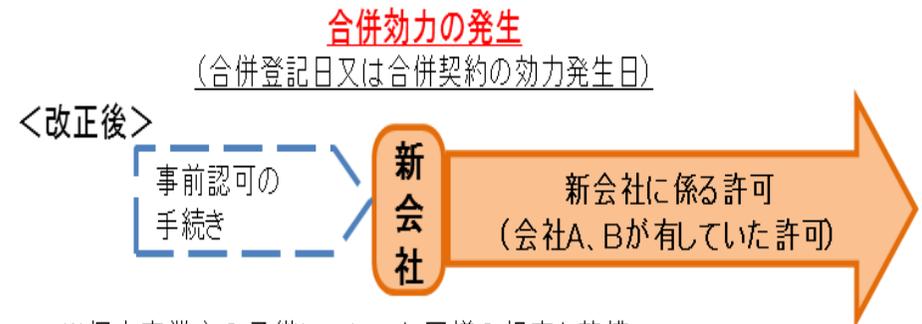


新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【改正後】

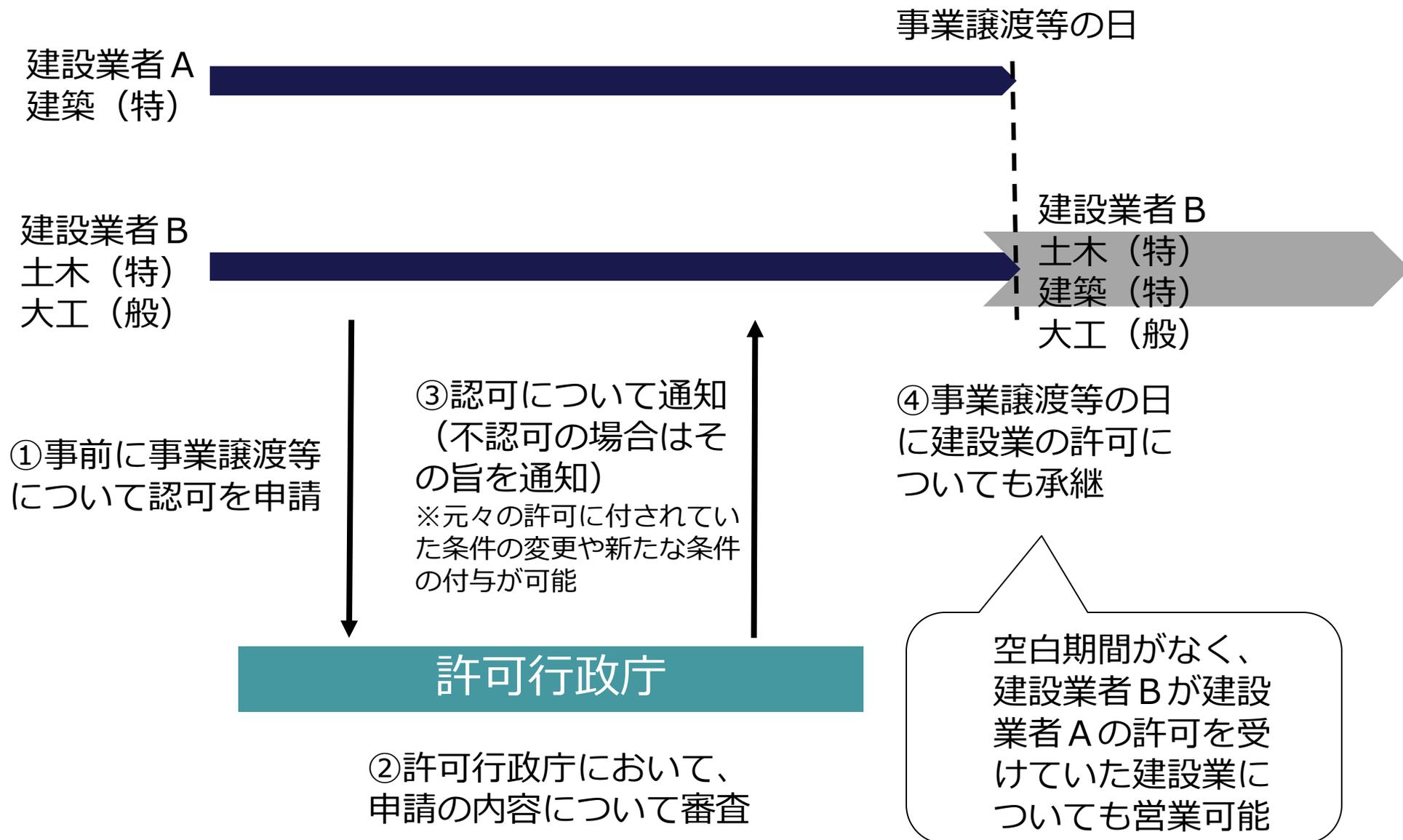
今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



※個人事業主の承継についても同様の規定を整備

※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）

例：建設業者 A の地位を建設業者 B が承継する場合



(地位承継の前)

(地位承継の後)

承継元

- ・ 土木業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 舗装業（一般）
- ・ 造園業（一般）

承継先

- ・ 建築業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 大工業（一般）
- ・ 左官業（一般）



承継先

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ <u>土木業（特定）</u> | ・ <u>建築業（特定）</u> |
| ・ <u>鉄筋業（一般）</u> | ・ <u>鉄筋業（一般）</u> |
| ・ <u>舗装業（一般）</u> | ・ <u>大工業（一般）</u> |
| ・ <u>造園業（一般）</u> | ・ <u>左官業（一般）</u> |

- ※ 一部のみの承継は不可。
- ※ 同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可。
- ※ 異業種間の承継は可。

承継元

- ・ 土木業（特定）
- ・ 鉄筋業（特定）
- ・ 舗装業（一般）
- ・ 造園業（一般）

承継先

- ・ 建築業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 大工業（一般）
- ・ 左官業（一般）



一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る**特定建設業**の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による**承継の対象外**
 →**承継先が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継可**

承継元

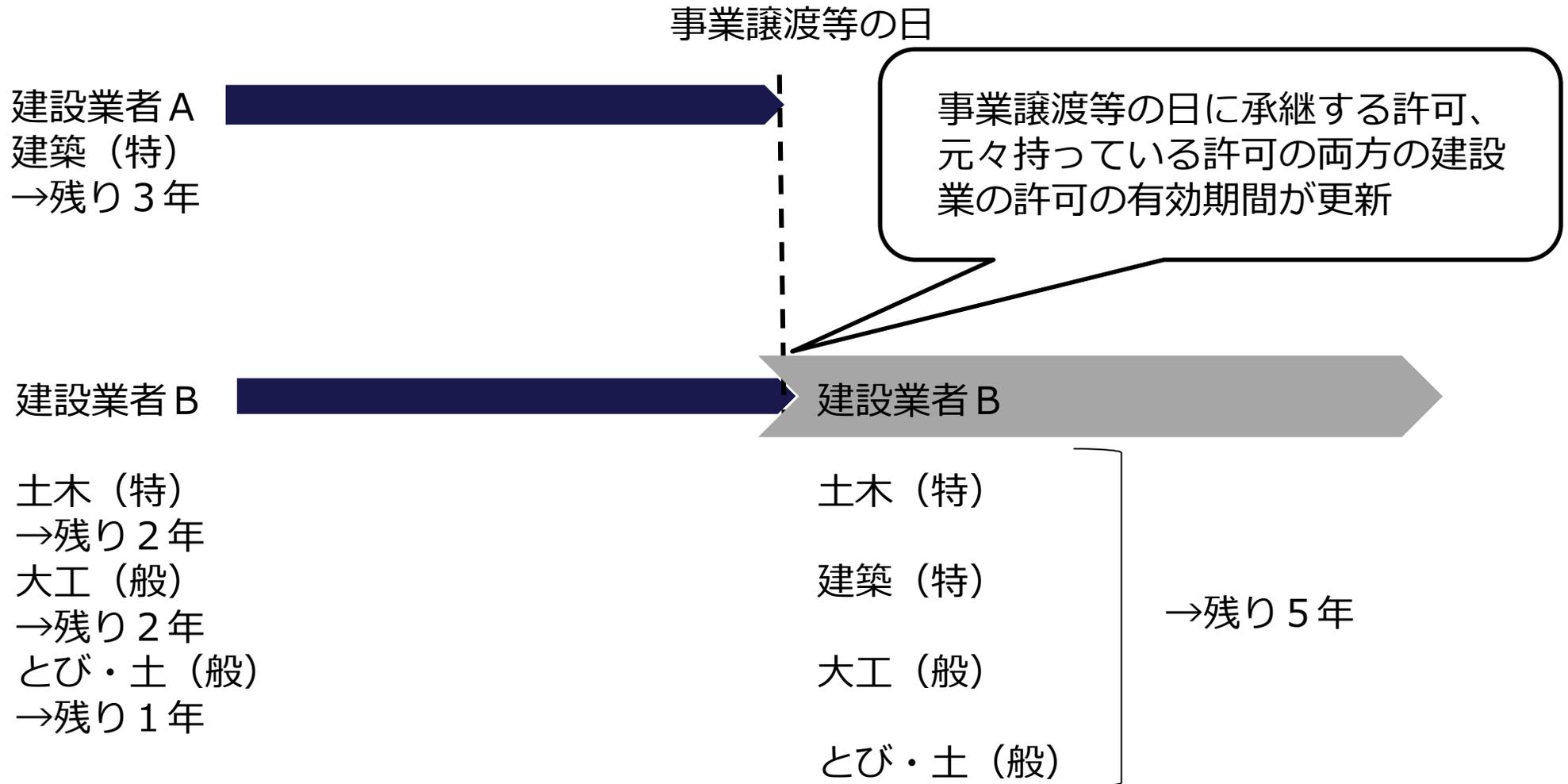
- ・ 土木業（特定）
- ・ 鉄筋業（一般）
- ・ 舗装業（一般）
- ・ 造園業（一般）

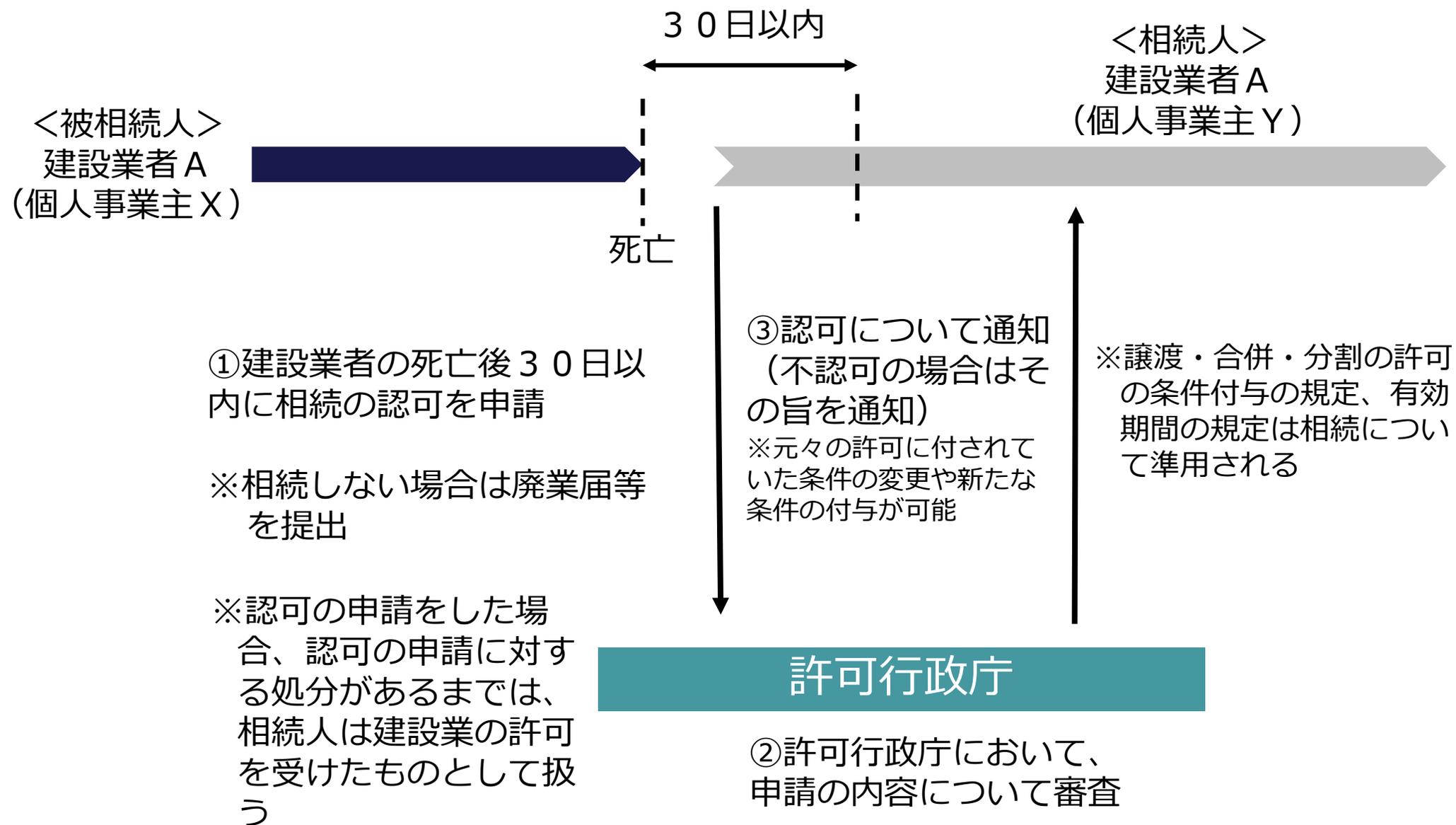
承継先

- ・ 建築業（特定）
- ・ 鉄筋業（特定）
- ・ 大工業（一般）
- ・ 左官業（一般）



特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る**一般建設業**の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による**承継の対象外**
 →**承継元が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継可**

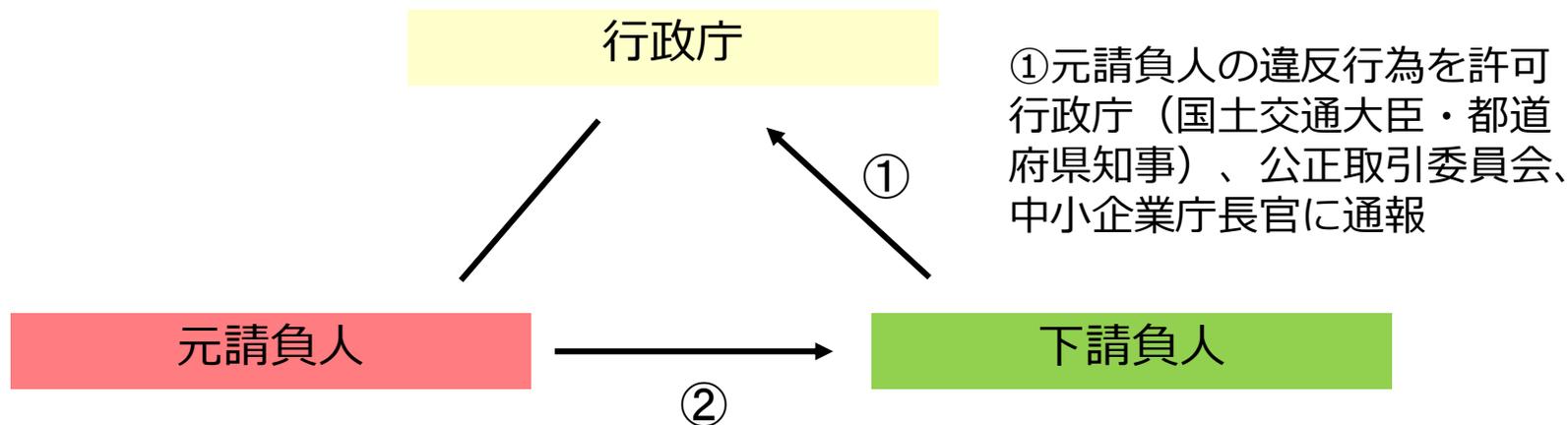




3. (3)不利益な取扱いの禁止について(建設業法第24条の5)

(不利益取扱いの禁止)

第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。



元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

②元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはならない。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律
(発注者等の責務)

第七条 (略)

一～二 (略)

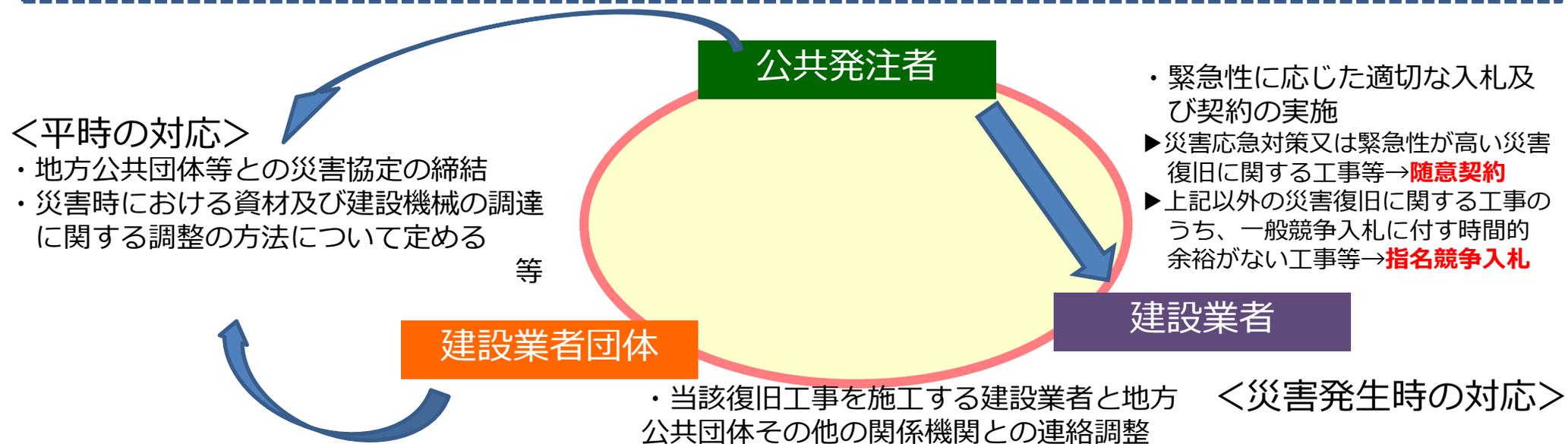
三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

四～九 (略)

2・3 (略)

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5 (略)



○建設業法

第二十七条の四十 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

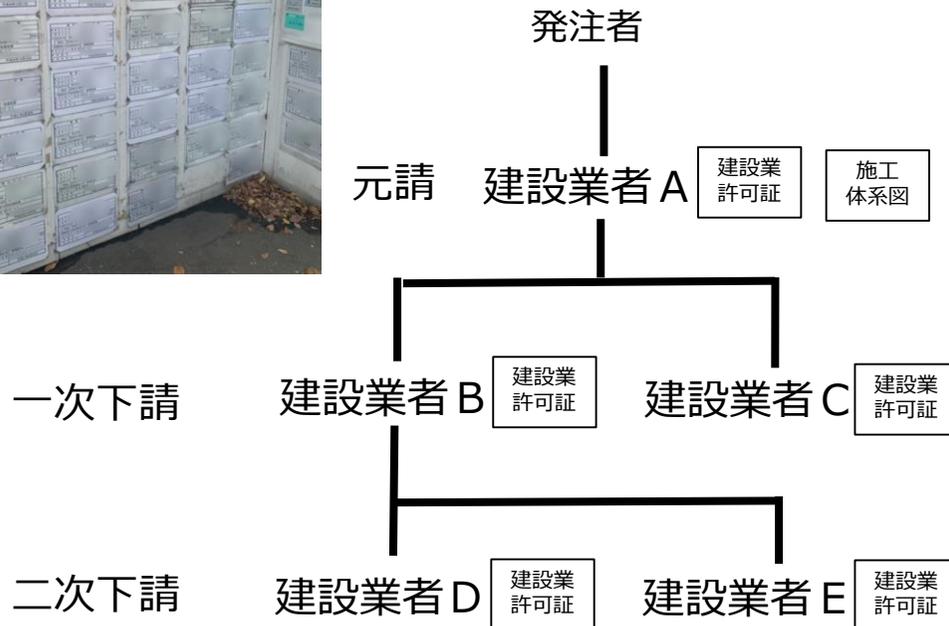
3. (5) 標識の掲示義務の緩和について(建設業法第40条)

- 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。
- 一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、許可証と施工体系図の記載事項の改正し、許可証では監理技術者の専任の有無の明確化し、施工体系図では下請人に関する記載事項等を追加することとした。

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

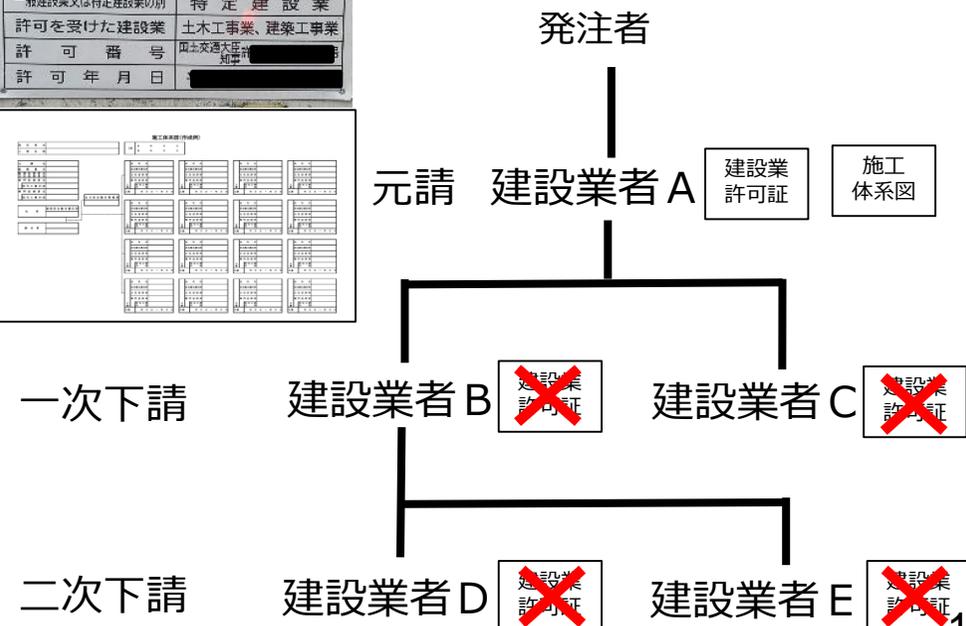
【現 状】



【改正後】

建設業の許可票	
商号又は名称	■■■■■■■■■■
代表者の氏名	代表取締役社長 ■■■■■■■■
監理技術者の氏名	専任の有無 ■■■■■■■■ 有
主任	資格名 資格者証交付番号 ■■■■■■■■
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業
許可を受けた建設業	土木工事業、建築工事業
許可番号	国土交通大臣 ■■■■■■■■
許可年月日	■■■■■■■■

施工体系図	
発注者	■■■■■■■■
元請	建設業者 A
一次下請	建設業者 B, 建設業者 C
二次下請	建設業者 D, 建設業者 E



書面による契約の場合

○書面の相互交付

→改ざんした場合には、痕跡が書面に残る
(非改ざん性)

→書面によるため物体として保存され、いつでも目視で確認が可能 (見読性)

○署名又は記名・押印

→契約が真正に成立したことを担保 (本人性)

電子による契約の場合

現行の電子により契約を行う場合の要件

ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること

契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること

<要件を追加>

契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること

★これまで電子による契約を行う場合に本人性を担保する規定がなかったことを受け今回規定を追加

建設現場における建設業法令遵守 について

★：令和2年10月建設業法改正に関する箇所

▶ 請負契約の原則（法第18条）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

合意に基づく公正な契約



誠実に履行します

👉 ポイント

「建設工事の請負契約の当事者」には、建設業者だけでなく、注文者（＝発注者）も含まれます。

➤ 請負契約の内容（法第19条第1項、第2項）

建設工事の請負契約の当事者は、前条（法第18条）の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- ① 工事内容
- ② **請負代金の額**
- ③ 工事着手・工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

**契約書に記載しなければならない事項14項目。
見積依頼時にも「②請負代金」を除いた13項目
が必要（★）。**

➤ 建設工事の見積り等（法第20条【抜粋】）

- ① 工事内容に応じ、工事の種別毎に材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。（★）
- ② 注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。
- ③ 建設工事の注文者は、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

建設業法施行令第6条（建設工事の見積期間）

- | | |
|------------------------------|-------|
| ① 予定価格が500万円に満たない工事 | 1日以上 |
| ② 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事 | 10日以上 |
| ③ 予定価格が5,000万円以上の工事 | 15日以上 |

（ただし、②③については、やむを得ない事情があるときは5日以内で短縮が可能。）

➤ 不当に低い請負代金の禁止（法第19条の3）

注文者は、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

➤ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（法第19条の4）

注文者は、請負契約の締結後、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機器器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

例えば、追加工事を指示したにも係わらず、発注者が変更契約に応じない場合、法第19条第2項や法第19条の3に違反する恐れがあります。

こうした行為は、しばしば手抜き工事や粗雑工事を誘発することとなり、それが引いては労働災害や建設生産物の品質低下を引き起こすこととなります。



➤ 専任を要する監理技術者等が他の工事に従事

専任の監理技術者等（主任技術者を含む。以下同じ。）は、専らその工事に係る業務にのみ従事しなければならず、同時に他の工事に従事することは、**建設業法第26条第3項に違反**します。

➤ 営業所の専任技術者が監理技術者等として従事

営業所の専任技術者は、専ら営業所において建設業の営業業務に従事する必要があります。特例を除き、監理技術者等として従事することは、**建設業法第7条第2号又は第15条第2号及び第26条第3項に違反**します。

➤ 出向者や他社の従業員を監理技術者等として配置

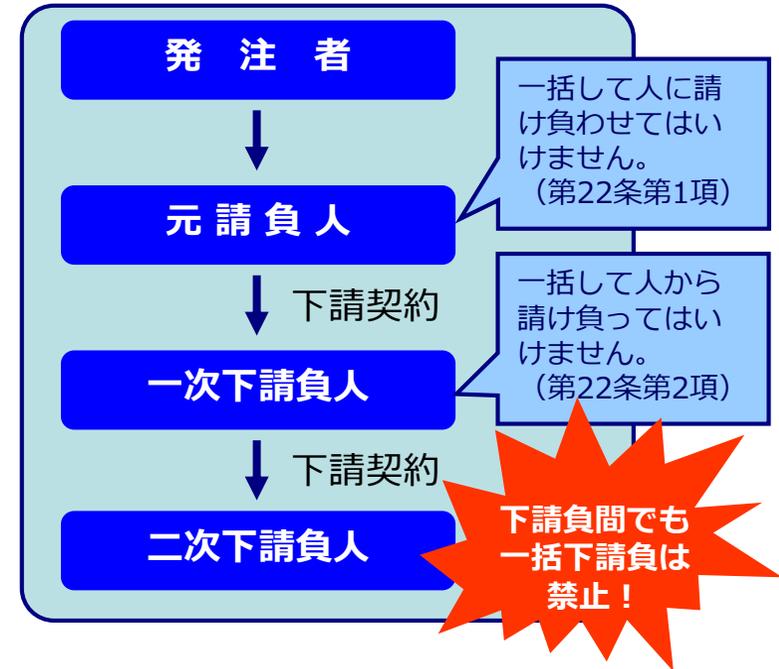
工事に配置される監理技術者等は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者が監理技術者等として従事することは、原則として、**監理技術者等の不設置**となり、**建設業法第26条第1項又は第2項に違反**します。

（企業集団確認書による認定を受けている場合等を除く。）

工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜き工事や建設労働従事者の労働条件の悪化につながる
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く



一括下請負は、公共工事については全面禁止!

建設業法第22条 (一括下請負の禁止)

建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

○「実質的に関与」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的な元請・下請の役割については以下のとおりです。

(関連通知：「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日付国土建第275号）」)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

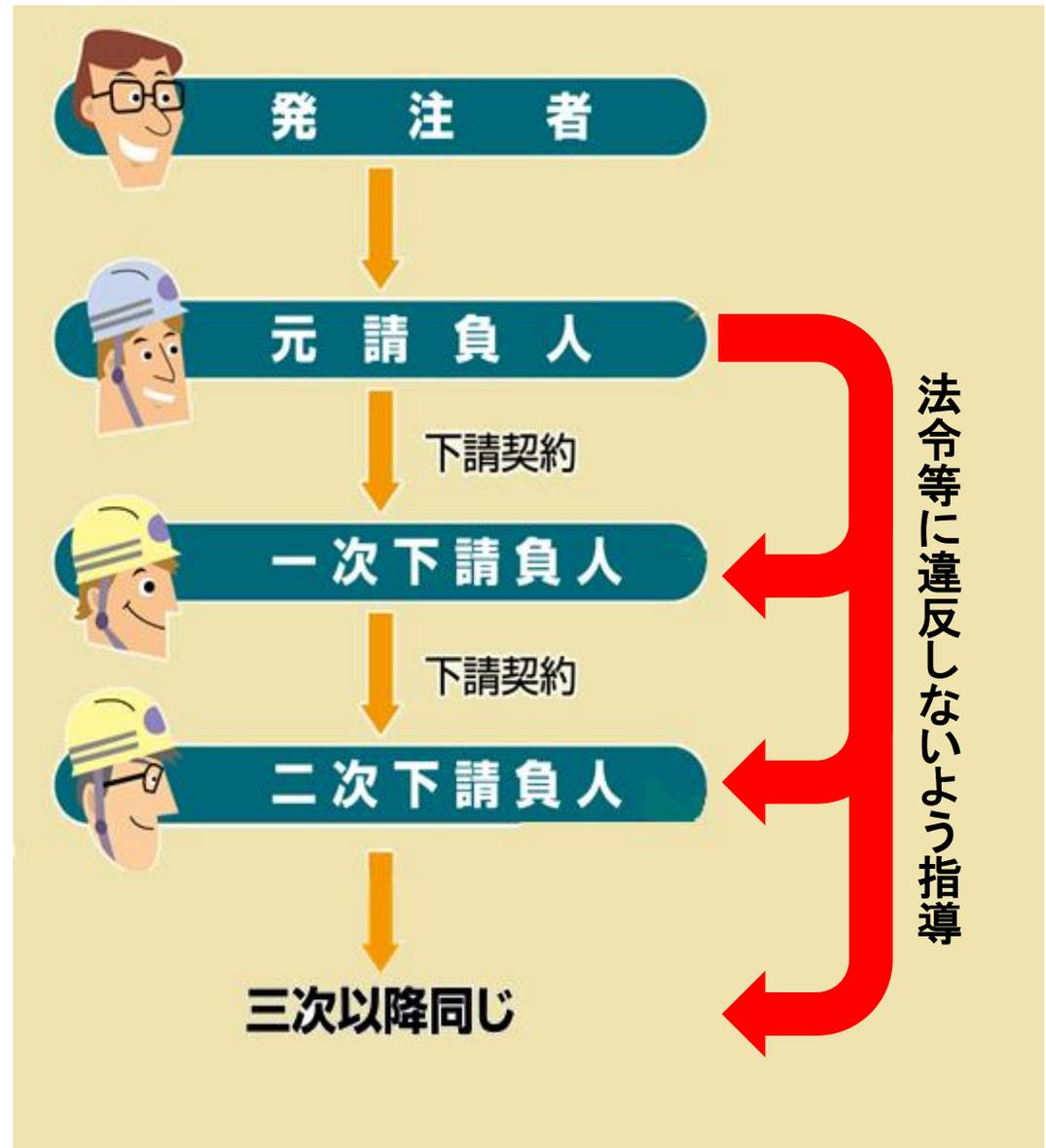
(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（元請）は、
建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、

- ①建設業法
- ②建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成法等）
- ③建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

に違反しないよう

当該下請負人の指導に努める
ものとする。



建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。
(建設業法第26条)

主任技術者

請負代金の額、元請・下請の別にかかわらず、必ず工事現場に配置
(500万円未満の工事であっても、許可を受けた建設業者であれば、主任技術者の配置が必要)(★)

①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

または

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上を下請契約を締結して施工する場合に配置

1級の国家資格者 等

現場技術者の配置例



監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

- ①在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合
- ②工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（監理技術者制度運用マニュアル 二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））



なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二-二（4））

監理技術者等の職務の明確化

元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。また、下請の主任技術者が専ら複数工種のマネージメントを行い監理技術者に近い役割を担う場合、その職務は下表右欄となります。
(監理技術者制度運用マニュアル ニー三)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。

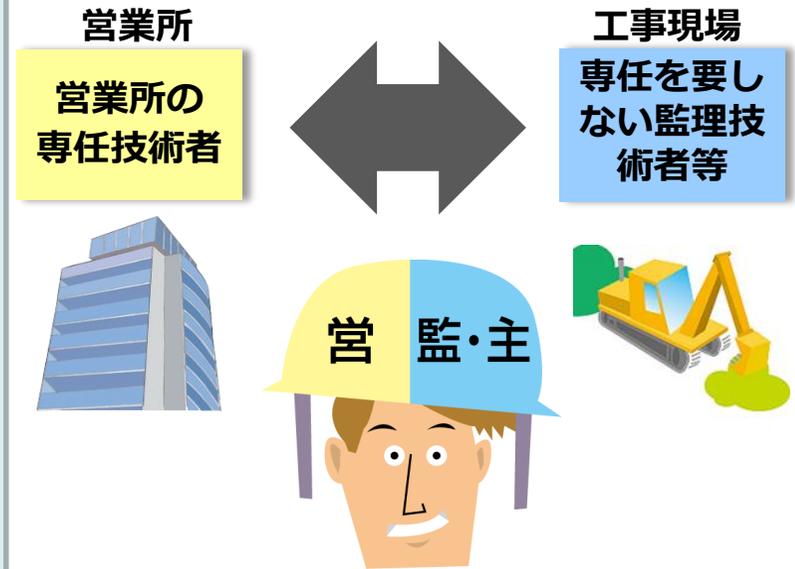
公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。
(建設業法第26条第3項)

- 元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- 「公共性のある重要な建設工事」とは、**戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当**します。
- 「工事現場ごとに専任」とは、**他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること**をいいます。(★)

■営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の**要件を全て満たす場合**は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ③専任を要しない監理技術者等であること
- ④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること



監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、**工期中であっても、次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。**

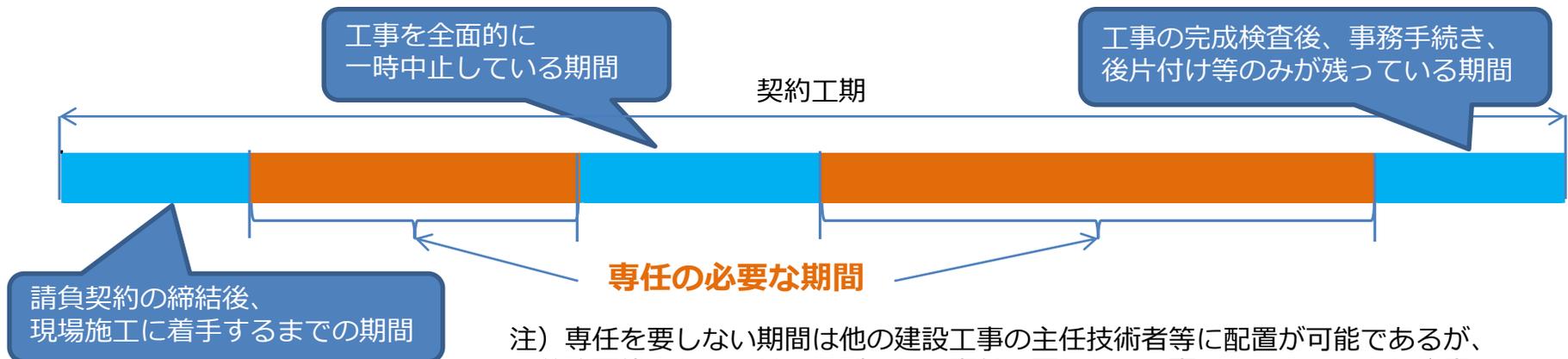
ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

(監理技術者制度運用マニュアル 三 (2))

■ 専任を要しない期間

[元請の場合]

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

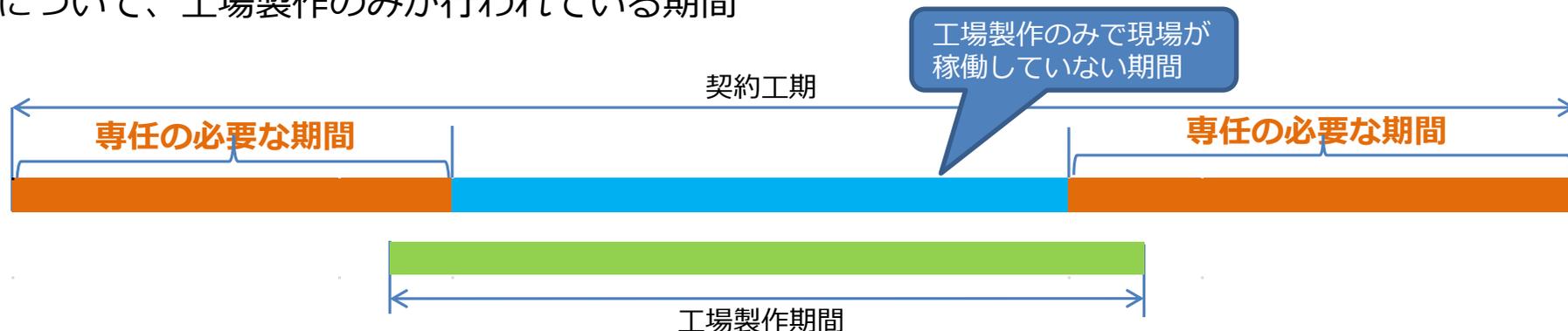


注) 専任を要しない期間は他の建設工事の主任技術者等に配置が可能であるが、兼務可能となるのは、原則として専任を要しない工事のみであることに注意。

■専任を要しない期間（つづき）

[元請の場合]

- ④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間



注) 工場製作の過程においても、建設工事を適正に施工するため、**監理技術者等がこれを管理する必要があります。**

[下請の場合]

- ⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間



注) 自ら施工する工事が無い場合でも、**下位の下請業者が施工している期間は、主任技術者は現場に専任する必要があります。**

(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあつては、7千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化

【前提条件】

- 適切な施工ができる体制^(※)の確保
- その体制について、注文者の了解

(※)適切な施工ができる体制の例

- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等

【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- 建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等)

4. その他

施行時期について

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加

令和元年

9月1日施行

令和2年

10月1日施行

令和3年

4月1日施行

6月12日公布

○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

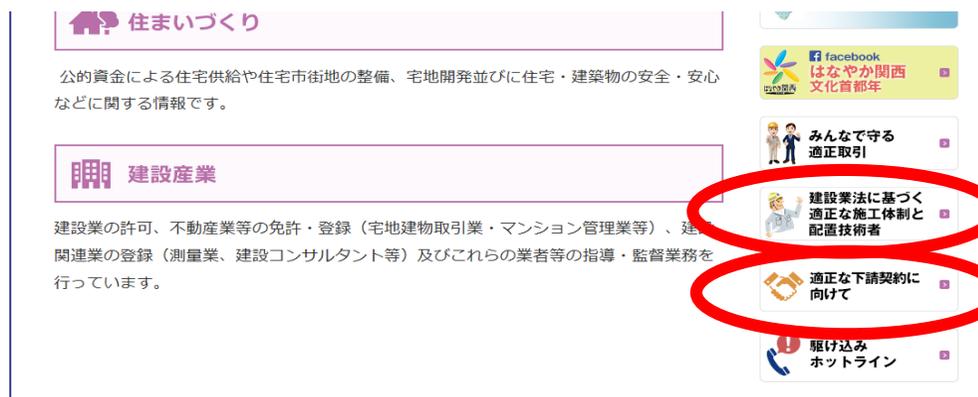
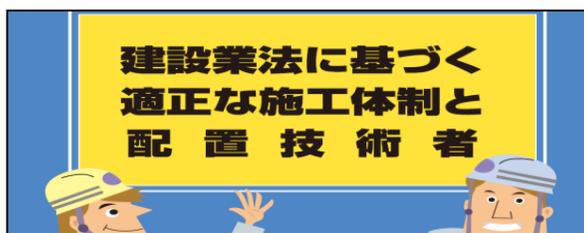
- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

『建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者』『適正な下請契約に向けて』等のパンフレットは、近畿地方整備局ホームページよりダウンロードできます。



①トップページの「まちづくり・建設産業」を開く



②建政部ページの右側バナーにパンフレットを公開

1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyo110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00~12:00,13:30~17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

一付来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところですが、

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

2 建設業取引適正化センター

センター 東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料

【受付時間】 9:30~17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業取引適正化センター
建設工事の健全な取引をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口

トラブルを解消して、健全な取引をしよう!!

建設業取引適正化センター
センター東京 TEL.03-3239-5095
センター大阪 TEL.06-6767-3939

受付時間 9:30-17:00
※土曜・祝祭日・閉庁日を除く

※相談内容がトラブルの相手方第三者に訴えたい場合はありませんので、安心してご相談ください。
★建設業取引適正化センター業務は国からの委託事業です。

公財 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化センター

検索

